

薬生食輸発0308第1号
平成30年3月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(コスタリカ産バナナのジベレリン、タイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のフェンプロパトリン、中国産赤とうがらしのクロルプロファム及びニュージーランド産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のエトキサゾール)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号(最終改正:平成30年3月1日付け薬生食輸発0301第1号。以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、タイ産生鮮未成熟さやえんどう及び中国産乾燥赤とうがらしにおいて、また、地方自治体の収去検査の結果、ニュージーランド産生鮮パプリカにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加(ただし、ニュージーランド産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)については、別表第2のみ追加。)します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、コスタリカ産バナナのジベレリンの項については別表第2から削除しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成30年 3月8日	タイ	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (フェンプロパトリン)	MCL LOGISTICS LTD.,PART.
	中国	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (クロルプロファム)	QINGDAO HOTMISO FOOD CO.,LTD.
	ニュージーランド	ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (エトキサゾール)	